

# 鳥取県における フリースクールと連携した 不登校児童生徒への支援

10年間の取組から見えてきたこと



鳥取県

特定非営利活動法人多様な学びプロジェクトシンポジウム

不登校当事者の実態とニーズを把握し、官民共創でつくる効果的な施策とは2

令和6年12月12日(木)

鳥取県子ども家庭部総合教育推進課 山本 裕之

01

02

03

04

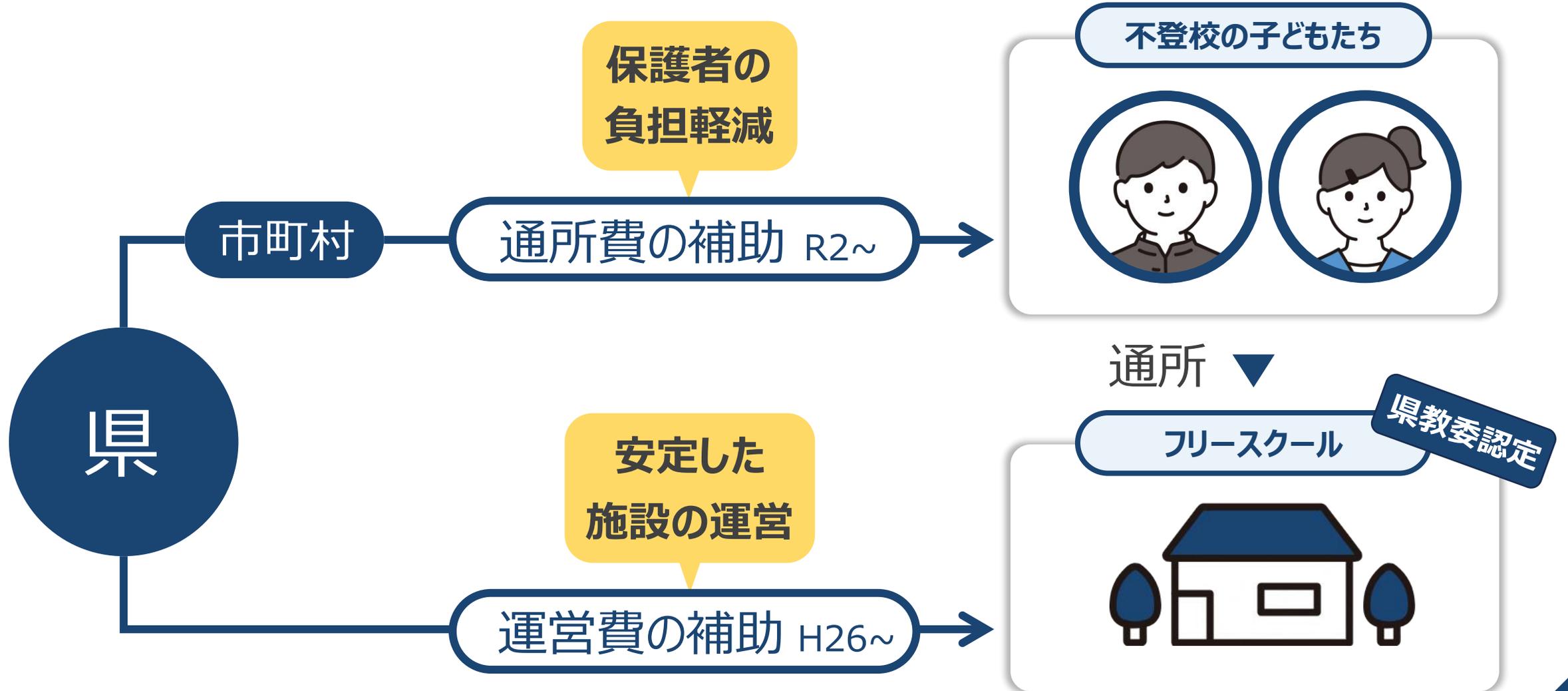
05

06

# フリースクールと連携した 不登校支援

# 全国に先駆けたフリースクールと連携した不登校支援

## 全国でも珍しい不登校支援を早期から実施



01

02

03

04

05

06

**なぜフリースクールと連携した  
不登校支援なのか**

# なぜフリースクールと連携した不登校支援なのか



子どもたちが**自分に合う支援先**を選択できる



多様な**学び**を提供する不登校支援の**受け皿**を増やす

鳥取県内のフリースクールでは

**運動**を取り入れリフレッシュ、**個別学習**に力を入れて学校復帰を円滑に、

**動物**との交流を通じた活動、高校等に併設して**進学先**が見える支援 など

01

02

03

04

05

06

## 制度ができるまで

- ・フリースクールへの運営費補助
- ・フリースクール等に通所する場合の補助

# 制度ができるまで ～フリースクールへの運営費補助～

不登校児童生徒を指導する一定の水準を満たす学校外の民間施設を、  
出席扱いとできる施設として指定する仕組みをつくります



(写真) H26. 3. 26調印式

平成25年度の **教育協働会議** において子どもたちの不登校が議題に  
↳ 知事と教育委員とが協働で教育の諸問題について協議



同年度に鳥取県の子どもたちの未来のための教育に関する協約を締結  
**民間施設における不登校支援の制度を創設する** ことが明記



## フリースクールの運営費を補助する制度の創設へ

# フリースクールへの運営費補助の概要

## 鳥取県フリースクール連携推進事業補助金

創設年度

平成26年度

補助対象者

鳥取県教育委員会が定めるガイドラインに準拠したフリースクール事業者

補助対象経費

- ・ 指導員人件費
- ・ カウンセラー謝金
- ・ 活動費
- ・ 施設維持費用

R5に追加

補助率

補助対象経費の1/2

補助上限額

1 施設あたり400万円

R5に拡充

### 民間施設の支援を出席扱いに

### 県教育委員会のガイドラインも同年度に策定

不登校児童生徒を指導する民間施設のガイドライン  
(出席扱いの考え方とその要件)

鳥取県教育委員会

このガイドラインは、不登校児童生徒が学校外の民間施設で支援等を受けた際に、学校や市町村（学校組合）教育委員会が「出席扱い」について判断する上で留意すべき点を目安として示したものである。

#### 1 出席扱いの考え方

不登校児童生徒の中には、学校外の民間施設において相談・指導を受け、学校復帰や社会的な自立に向け懸命の努力を続けている児童生徒もおり、このような努力を学校として評価し支援するため、我が国の義務教育制度を前提としつつ、一定の要件を満たす場合に、これらの施設において相談・指導を受けた日数を指導要録上の出席扱いとすることができることとする。

#### 2 出席扱いの要件

不登校児童生徒が学校外の民間施設において相談・指導を受けるとき、下記の要件を満たすとともに、当該施設における相談・指導が不登校児童生徒の社会的な自立を目指すものであり、かつ、不登校児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるよう個別指導等の適切な支援を実施していると評価できる場合、校長は指導要録上出席扱いとすることができる。

##### (1) 基本的な要件について

- ①保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- ②民間施設における相談・指導が個々の児童生徒にとって適切であるかどうかについては、校長が、設置者である教育委員会と十分な連携をとって判断するものとする。
- ③当該施設に通所又は入所（定期的・継続的な利用）して相談・指導を受ける場合を前提とすること。

##### (2) 施設の実施主体について

- ①法人、個人は問わないが、実施者が不登校児童生徒に対する相談・指導等に関し深い理解と知識又は経験を有し、かつ社会的信望を有していること。
- ②不登校児童生徒に対する相談・指導を行うことを主たる目的としていること。
- ③著しく営利本位でなく、入会金、授業料（月額・年額等）、入寮費（月額・年額等）等が明確にされ、保護者等に情報提供がなされていること。

##### (3) 施設の相談・指導の在り方について

- ①児童生徒の人命や人格を尊重した人間味のある温かい相談や指導が行われていること。
- ②不登校には情緒的混乱、無気力、遊び・非行等さまざまな態様があることから、受け入れに当たっては児童生徒や保護者との面接を行うとともに、学校と連携するなど、当該児童生徒の状況の把握が適切に行われていること。
- ③指導内容・方法、相談手法及び相談・指導の体制があらかじめ明示されており、かつ理に児童生徒の状

## 制度ができるまで ～フリースクール等に通所する場合の補助～

- 平成31年度から県内の自治体が先行して通所費の補助を開始
- 県としても不登校の子どもたちを支援するため、県内の市町村を対象に意向調査を実施

**多くの市町村**から県の補助を活用する意向を確認



**フリースクール等に通う場合の通所費を補助する制度の創設へ**

# フリースクール等に通所する場合の補助の概要

## 鳥取県不登校児童生徒支援事業費補助金

R6に保護者の所得制限を撤廃

創設年度	令和2年度
補助対象者	不登校の子どもたちが県教委が定めるガイドラインに準拠したフリースクールや教育支援センターに通う場合の補助として通所費等の支援を行う市町村等（間接補助）
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"><li>通所費</li><li>交通費、実習費等  R3に追加</li></ul>
補助率	市町村等が補助した額の1/2
補助上限額	通所費 ..... 1人あたり月額6,600円 交通費・実習費等 ..... { 小学生は1人あたり月額1,500円 中学生は1人あたり月額3,000円

実際の補助額は県補助の **2倍**

不登校の子どもたち



月19,200円 ▲

市町村 ▲

(例)中学生

月9,600円 ▲

県

01

02

03

04

05

06

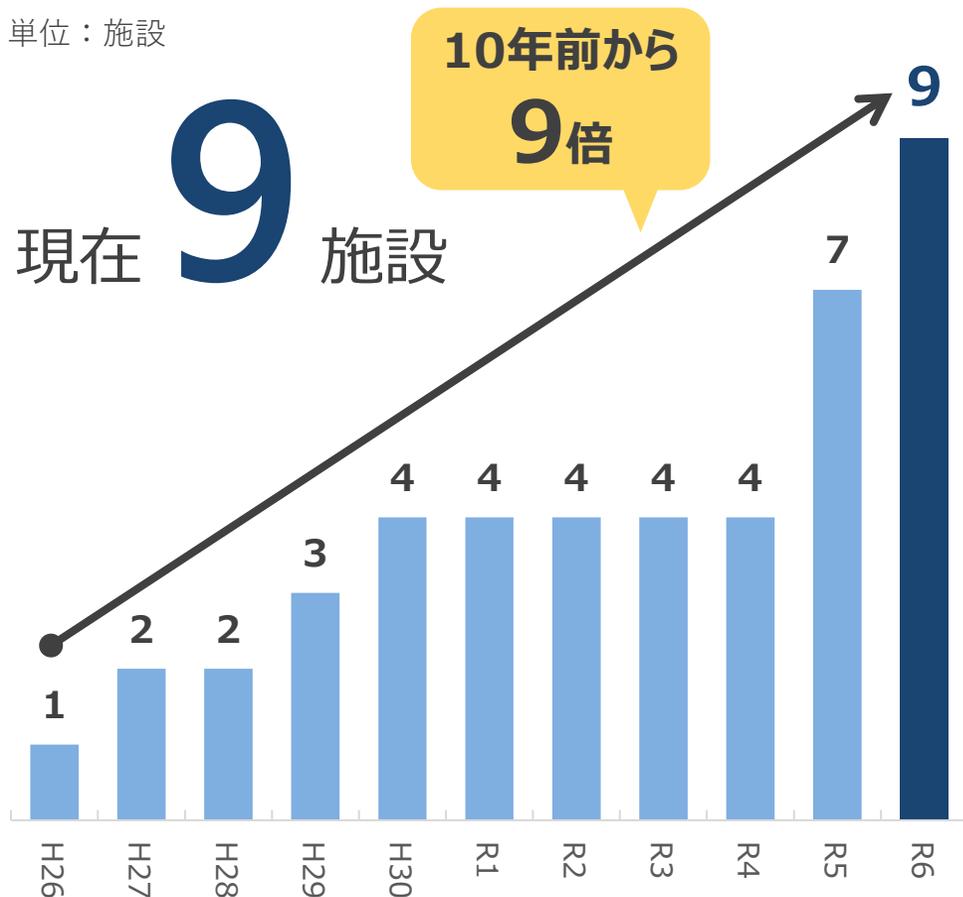
**数字で見る**

**10年間の変化**

# 数字で見る10年間の変化

## 認定フリースクールの推移

単位：施設



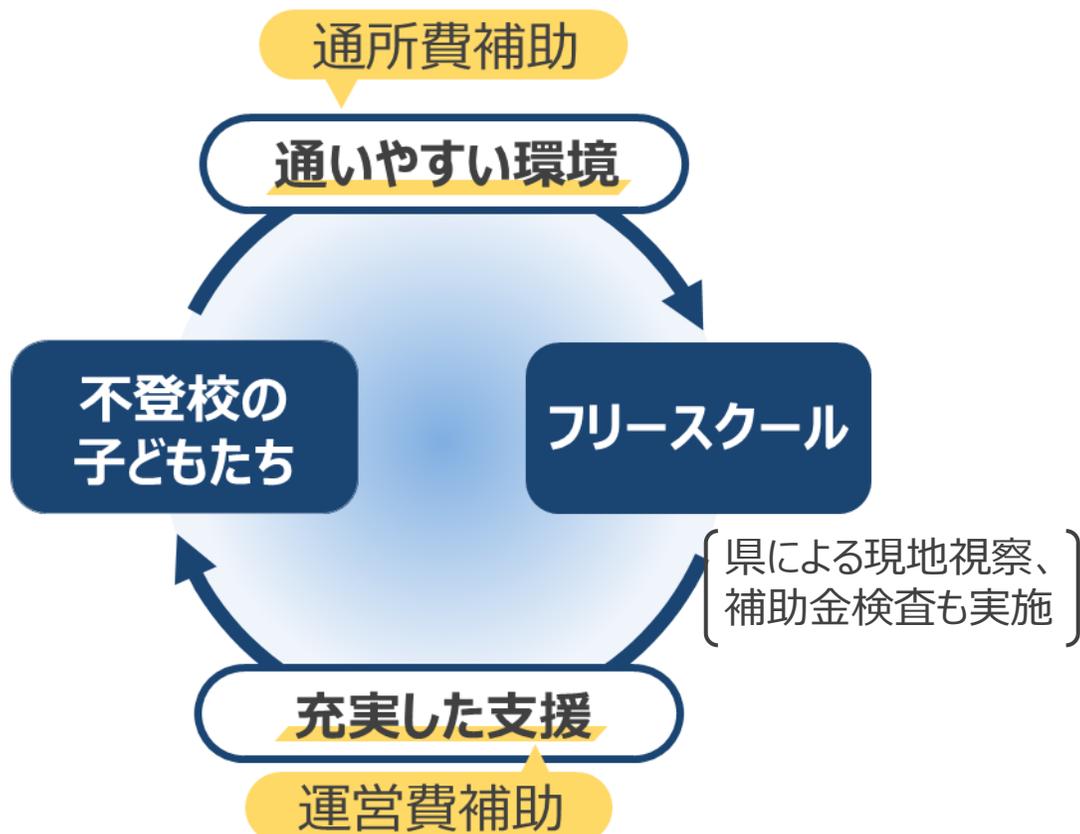
## フリースクール関係予算の推移

単位：千円

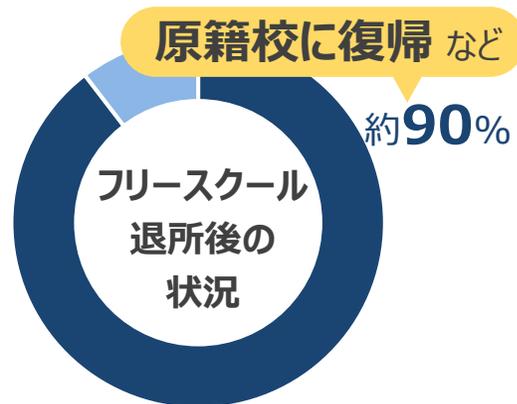


# 運営費と通所費の補助が子どもたちへの支援に結び付いている

## 運営費と通所費の補助により フリースクールと連携した不登校支援を実現



### 支援を受けて次のステップへ



- フリースクール退所した子どもたちの約90%が原籍校への復帰や高校進学等を果たした
- 通所費の補助により安定した支援を受けられる環境を実現

### フリースクールを利用した保護者の声



施設利用の継続を悩んでいたが、通所費補助の要件緩和で補助を受けられるようになり、引き続き支援を受けることができた。



通所費の補助を受けることで、親・本人の希望する利用が可能になり、安定して支援を受けられるようになった。

01

02

03

04

05

06

# これからの不登校支援に 求められる課題

# これからの不登校支援に求められる課題

## 求められる不登校支援の在り方が変わってきている

### 2016年教育機会確保法の制定

- 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の公布について(通知)

28文科初第1271号  
平成28年12月22日

各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事  
附属学校を置く各国立大学法人学長  
小中高等学校を設置する学校設置会社を  
所轄する構造改革特別区域法第12条第  
1項の認定を受けた各地方公共団体の長

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の  
ついて(通知)

このたび、別添のとおり、「義務教育の段階における  
保等に関する法律」(以下「法」という。)が平成28年12

た。  
この法律は、教育機会の確保等に関する施策に関し  
公共団体の責務を明らかにするとともに、基本指針の  
により、教育機会の確保等に関する施策を総合的に

### 2023年COCOLOプランの制定

誰一人取り残されない

学びの保障に向けた

不登校対策

Comfortable,  
Customized and

C

### 2024年成績評価についての通知

- 「不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果に係る成績評価について(通知)」令和6年8月29日

6文科初第1126号  
令和6年8月29日

各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事  
附属学校を置く各国立大学法人学長  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定  
を受けた各地方公共団体の長

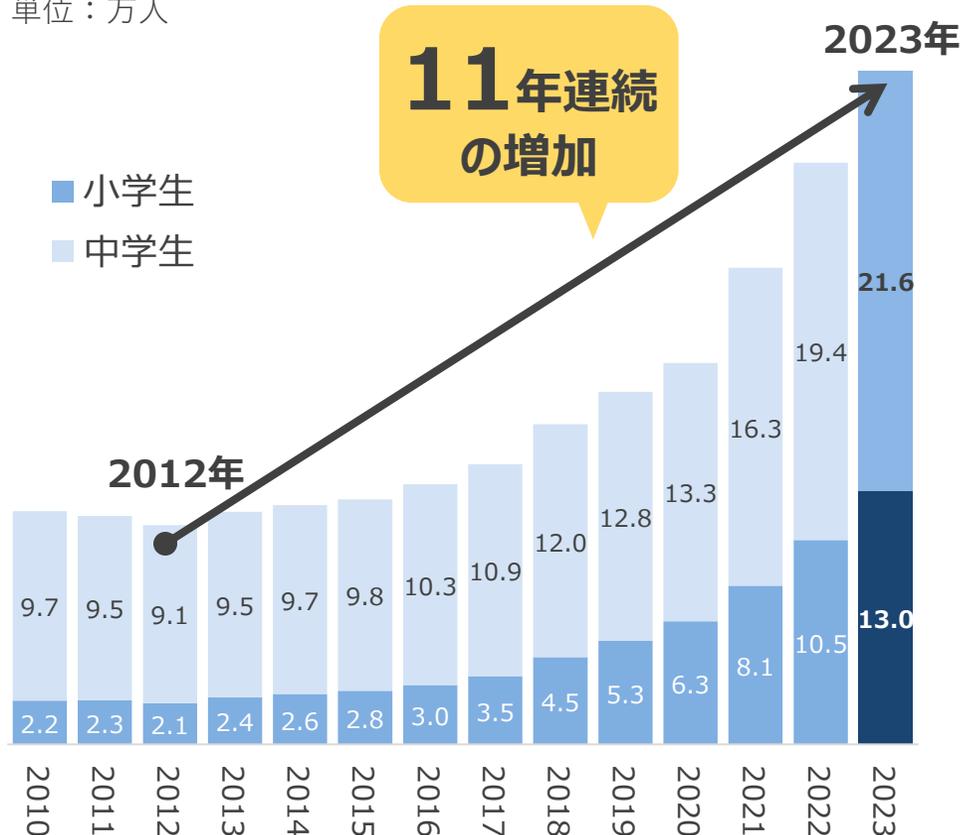
殿

# これからの不登校支援に求められる課題

## 小学校低学年の子どもたちの不登校が深刻化

### 不登校状況下の小中学生数(全国)

単位：万人



### 2012年を100とした不登校児童生徒の増加(全国)



※「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（文部科学省）」から加工

01

02

03

04

05

06

**これからの未来をつくるのは  
今の子どもたち**

これからの未来をつくるのは今の子どもたち

## 不登校支援の重要性

- **一人ひとりの可能性を育む多様性を尊重する社会の実現**
- **子どもたちの自己肯定感・自己有用感の醸成**
- **未来の社会を支える人材の育成**